四　当該特定供給者が、次に掲げる事項について当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ　接続請求電気事業者の従業員（当該接続請求電気事業者から委託を受けて保安業務を実施する者を含む。）が、保安のため必要な場合に、当該特定供給者の認定発電設備又は特定供給者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができること。

ロ　当該特定供給者（当該特定供給者が法人である場合にあっては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ハ　当該接続に係る契約に関する訴えは、日本の裁判所の管轄に専属すること、当該接続に係る契約の準拠法は日本法によること、及び当該接続に係る契約の契約書の正本は日本語で作成すること。

五　接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（次に掲げる措置を講じた場合に限る。）。

イ　当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を示した場合

ロ　当該接続請求電気事業者が、特定供給者による接続に応じることが可能な被接続先電気工作物の接続箇所のうち、当該特定供給者にとって経済的にみて合理的な接続箇所を提示し、当該接続箇所が経済的にみて合理的なものであることの裏付けとなる合理的な根拠を示す書面（当該接続箇所の提示が著しく困難な場合においてはその旨、及びその裏付けとなる合理的な根拠を示す書面）を示した場合

六　接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、第三号イに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお、当該接続請求電気事業者が受け入れることが可能な電気の量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を提出した場合に限る。）。

（認定手続）

第七条　法第六条第一項の認定（以下この条において単に「認定」という。）の申請は、様式第一による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第二による申請書）を提出して行わなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が次条第一項第五号及び第九号並びに同条第二項第三号に定める基準に該当するものであることを示す書類

二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり点検及び保守を行う者の国内の連絡先並びに当該点検及び保守に係る体制を記載した書類並びに当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理することが可能であることを証明する書類

三　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の構造図及び配線図

四　その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の住宅に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業（当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合に限る。）を営む者が当該認定を受けようとする場合にあっては、あらかじめ、当該設置につき当該太陽光発電設備を設置するそれぞれの住宅の居住者の承諾を得ていることを証明する書類

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる書類

イ　当該バイオマス発電設備を用いて行われる発電に係るバイオマス比率（当該発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合（複数の種類のバイオマスを用いる場合にあっては、当該バイオマスごとの割合）をいう。以下同じ。）の算定の方法を示す書類

ロ　当該認定の申請に係る発電に利用されるバイオマスの種類ごとに、それぞれの年間の利用予定数量、予定購入価格及び調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報を示す書類

3　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、各一通（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備であるときは、各三通）とする。

4　経済産業大臣は、第二項各号に掲げるもののほか、認定のために必要な書類の提出を求めることができる。

（認定基準）

第八条　法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっており、かつ、当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理することが可能である体制が備わっていること。

二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。

三　電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造であること。

四　既存の再生可能エネルギー発電設備の発電機その他の重要な部分の変更により当該設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気の供給量を増加させる場合にあっては、当該変更により再生可能エネルギー電気の供給量が増加することが確実に見込まれ、かつ、当該増加する部分の供給量を的確に計測できる構造であること。

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備（破壊することなく折り曲げることができるもの及びレンズ又は反射鏡を用いるものを除く。）であるときは、次のイからハまでに掲げる種類に応じ、当該イからハまでに定める変換効率（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この号、第六号及び第八号において「日本工業規格」という。）C八九六〇において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率をいう。）以上の性能を有する太陽電池を利用するものであること。

イ　単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池　十三・五％

ロ　薄膜半導体を用いた太陽電池　七・〇％

ハ　化合物半導体を用いた太陽電池　八・〇％

六　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業（当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合に限る。以下「複数太陽光発電設備設置事業」という。）を営む者からの認定の申請である場合を除く。）。

イ　当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気について特定契約の相手方である電気事業者に供給する構造であること。

ロ　当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に自家発電設備等とともに設置される場合にあっては、当該自家発電設備等が供給する電気が電気事業者に供給されない構造であること。

ハ　日本工業規格C八九九〇若しくはC八九九一及びC八九九二―一若しくはC八九九二―二に適合するものであること又はこれらと同等の性能及び品質を有するものであることが確認できる太陽電池を用いるものであること。

七　複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定の申請をする場合にあっては、当該事業に用いる太陽光発電設備が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　前号イに掲げる構造でないこと。

ロ　当該事業に用いる太陽光発電設備を専ら住宅に設置することにより行う場合にあっては、あらかじめ、当該設置につき当該太陽光発電設備を設置するそれぞれの住宅の居住者の承諾を得ていること。